

提案 感染症対策を自治体が確認することなどを条件に、消毒を要する洗濯物をロッカーで取扱うことを可能に

想定する条件

（１）衛生管理の観点

○ロッカーについて

- ・指定洗濯物の受け渡しに係るロッカーは指定洗濯物のみを取り扱う
- ・抗菌加工の施されているロッカーを使用
- ・万が一袋から漏れ出た場合でも、個口外には出ることのないような構造とする
- ・使用ごと（預けられた洗濯物を取り出すごと）に消毒を行う（アルコールによる清拭を基本とする※）
※ 厚労省から示されている「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」には、一類、二類感染症等に関して、アルコールでの清拭は消毒法として有効であることが記載されている

○収集袋について

- ・チャック等によることで口が開かず、水分を通さないものを使用
（・指定洗濯物を取り扱っている既存のクリーニング所・取次所で使用しているものと同等以上のもの）

※ ロッカーから回収後の行程については、現在行われている指定洗濯物の取扱いと同様

（２）消費者保護の観点

○苦情の申出方法等の仕組みについて

- ・24時間365日のフリーダイヤル（ロッカー・HPに明示）
- ・運営会社とのテレビ電話（ロッカー・HPに明示）
- ・実際にクリーニングを行った工場の直接の電話・メール受付（洗濯物に添付）
- ・クリーニング所での検品作業は、すべて録画。1か月程度の保存。

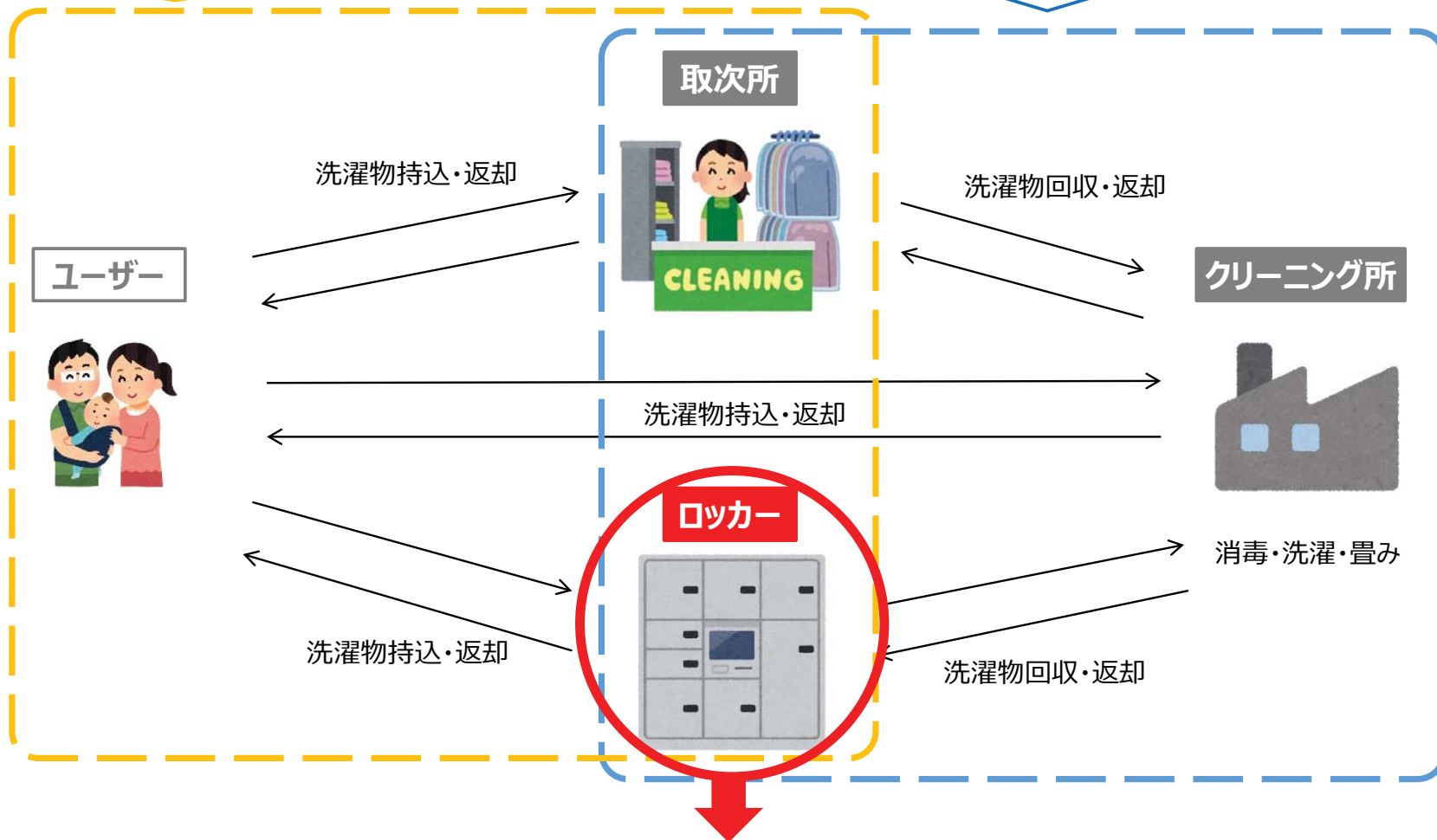
（３）自治体の関与

- 自治体へのクリーニング所開設の届出において、開設届の添付資料として、ロッカーの仕様や管理体制、収集の方法、苦情の申し出方法等を具体的に提出させることを想定
- 事業開始後、届出内容に基づき保健所職員が検査確認及び定期的に立入り調査を行うことを想定

指定洗濯物の取扱いのフローについて（参考）

洗濯物の持込・返却の仕組みは、
取次所の場合でもロッカーの場合でも変わらない

洗濯物の回収・返却の仕組みは、
取次所の場合でもロッカーの場合でも変わらない



論点となるのは、対面でないことによる、ロッカー特有の衛生管理と消費者保護の観点のみ

(持込・回収・返却の部分は、既存のものと同様のスキームで可能)